

田村市公告第229号

田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和4年10月3日

田村市長 白石 高司



1 業務の概要

(1) 業務名

田村市放課後児童クラブ運営事業業務  
田村市幼児預かり保育運営事業業務

(2) 業務内容

放課後児童クラブの運営及び幼児預かり保育の運営業務

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間  
ただし、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までを準備期間とする。

(4) 見積限度額

見積もり限度額を、3年間の総額で381,600,000円とする。（両業務合算額）  
ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

- ・令和5年度 127,200,000円
- ・令和6年度 127,200,000円
- ・令和7年度 127,200,000円

本金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

なお、本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除条例要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和3・4年度田村市の入札参加資格名簿に登録されている者とし、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (7) 過去3年以内に市または県内の自治体において放課後児童クラブ、保育所、児童福祉施設、幼稚園のいずれかの運営実績を有すること。

### 3 公募スケジュール

項 目	日 時
公募公告	令和4年10月 3日（月）
参加申込書の提出期限	令和4年10月31日（月）
参加資格確認結果の通知	令和4年11月 4日（金）
現地説明会の申込期限（希望事業所）	令和4年11月 8日（火）
現地説明会（希望事業所）	令和4年11月10日（木）
質問書の提出期限	令和4年11月11日（金）
質問書への回答	令和4年11月18日（金）
企画提案書の提出期限	令和4年11月25日（金）
企画提案書・プレゼンテーション審査	令和4年12月14日（水）
審査結果の通知	令和4年12月16日（金）
見積書の提出期限	令和4年12月23日（金）
契約締結	令和5年 4月 1日（土）

※応募状況その他の理由により、日程等が変更になる場合がある。

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

田村市ホームページ

<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/65/>

### 5 委託候補者の決定

田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を委託候補者に選定する。

ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員会で協議し決定する。

なお、応募者が1者であっても審査の結果、評価点が7割に満たない場合は受託候補者

として選定しない。

## 6 契約

### (1) 仕様の調整

受託候補者に選定された事業者は、企画提案書等の内容を基本にこども未来課と協議し、仕様内容の調整を行う。

### (2) 委託業者の決定

委託候補者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

## 7 その他

本業務に関する詳細は、田村市放課後児童クラブ運営事業及び幼児預かり保育運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領に定める。

## 8 問合せ及び送付先

田村市保健福祉部こども未来課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-82-1000 FAX 0247-82-4555

E-mail [kodomo@city.tamura.lg.jp](mailto:kodomo@city.tamura.lg.jp)